

特定特別監視地域等で講ずる新たな対策について

①増車への対策

(特定特別監視地域、準特定特別監視地域、特別重点監視地域で実施)

(a) 増車実施事業者に対する労働条件等に関する報告制度

【概要】

- ・ 基準車両数（地域指定時の車両数）から一定割合を超える増車を実施する事業者に対し、増車届出時に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求める。
- ・ 一定期間後にその実績の報告を求め、計画と乖離がある場合には、必要に応じ、公表、減車勧告。
- ・ 上記の旨を増車届出時に予告。

(特定特別監視地域で実施)

(b) 増車届出事業者に対する監査等の特例制度

【概要】

- ・ 増車実施予定日の60日前（現行7日前）までに増車届出をさせ、実際の増車までの間に監査を実施。
- ・ 監査により違反が確認された場合には、その処分が確定するまでの間、増車の実施を見合わせるよう勧告。仮に増車を実施した場合には、処分確定時に減車を勧告。
- ・ 上記の旨を増車届出時に予告。

(特定特別監視地域、特別重点監視地域、特別監視地域で実施)

(c) 基準車両数内の復活増車に対する監査の特例

【概要】

- ・ 特定特別監視地域等における増車監査の対象は、基準車両数（地域指定時の車両数）を超える増車とし、一旦減車した後に基準車両数まで増車する場合は監査対象としないことにより、自主的な減車を促す。

②新規参入への対策

(特定特別監視地域、準特定特別監視地域、特別重点監視地域で実施)

(a) 新規参入事業者に対する労働条件等に関する報告制度

【概要】

- ・ 新規許可を受けようとする者に対し、新規許可申請時に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求める。
- ・ 一定期間後にその実績の報告を求め、計画と乖離がある場合には必要に応じ公表、是正勧告。
- ・ 上記の旨を新規許可申請時に予告。

(特定特別監視地域、特別重点監視地域で実施)

(b) 最低車両数の引き上げ

【概要】

- ・ 現行の基準（人口50万人都市10両、その他5両）を一律20両に引き上げる。